

鎌倉市告示第 156 号

鎌倉市市税条例（平成 27 年 12 月条例第 27 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び鎌倉市市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が平成 30 年 7 月 5 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成 30 年 7 月 31 日

鎌倉市長
松尾 崇



都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市